



みなみいづ 町議会だよい

No. 51号
2012年
平成24. 11. 15

発行／南伊豆町議会 編集／議会広報編集委員会 〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂328-2 TEL0558(62)6240
E-mail:gikaij@town.minamiizu.shizuoka.jp



11月3・4日開催の二条、加納、上賀茂、石井地区祭典（撮影11月4日 三島神社にて）

9月定例会を9月4日から9月21日まで18日間の会期で開催しました。

主な内容	● 9月定例会	2~3
	● 一般会計・特別会計・水道事業会計決算概要	4
	● 審議中にあった質疑又は意見要望事項	5~7
	● 一般質問	8~15
	● 議会一口メモ、くろ潮	16

全員賛成で可決

▼南伊豆町公民館設置条例及び南伊豆町公民館管理条例を廃止する条例制定について

③第一常任委員会審議

全員賛成で可決

▼南伊豆町公民館設置条例及び南伊豆町公民館管理条例を廃止する条例制定について

全員賛成で可決

▼静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約制定について

全員賛成で可決

▼南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

全員賛成で可決

▼南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

全員賛成で可決

▼南伊豆町教育委員の任命について

全員賛成で可決

○南伊豆町伊浜1289番地の1

全員賛成で可決

▼南伊豆町教育委員の任命について

○南伊豆町加納162番地の2

全員賛成で可決

○南伊豆町伊浜1289番地の1

全員賛成で可決

▼南伊豆町教育委員の任命について

○南伊豆町伊浜1289番地の1

全員賛成で可決

④第一常任委員会審議

全員賛成で可決

▼南伊豆町公民館設置条例及び南伊豆町公民館管理条例を廃止する条例制定について

全員賛成で可決

▼静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約制定について

全員賛成で可決

▼南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

全員賛成で可決

平成24年度 9月定例会**一般会計・特別会計** (国民健康保険・後期高齢者医療
公共下水道事業)**水道事業会計補正予算可決****総額2億949万7千円!**

(水道事業会計を除く)

■一般会計.....1億4,427万4千円

(賛成7、反対3)

主な内容	○地域づくり推進費.....221万3千円
	○社会福祉費.....2,057万8千円
	○児童福祉費.....479万9千円
	○森林整備事業費.....940万円
	○伊豆半島ジオパーク構想推進事業費等補助費.....420万円
	○橋梁維持費.....3,710万円
	○災害対策費.....824万円
	○中央公民館解体工事費.....1,405万2千円

■特別会計.....6,522万3千円

(全員賛成)

主な内容	○国民健康保険.....5,947万7千円
	○後期高齢者医療.....373万8千円
	○公共下水道事業.....200万8千円

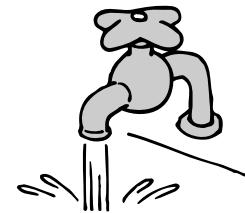
■水道事業会計.....1,007万7千円

(全員賛成)

主な内容	○収益的収支.....7万7千円
	○資本的収支.....1,000万円

問 公民館の解体後、新たな福祉に関する施設を考えてもらいたい。
答 今後、必要に応じて検討してまいりたい。

問 公民館の解体後、新たな福祉に関する施設を考えてもらいたい。
答 今後、必要に応じて検討してまいりたい。



意見 今回の値上げは、消費税、電気料金などの値上げと同時期になつてしまふ。もう少し、早く値上げをするべきではなかつたのか。

南伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

問 消防団員協力事業所の質問がなされた。
答 該当制度を活用していく。

問 滞納、不納欠損額、翌年繰越額の質問がなされた。
答 22年度以前の未納額を未収で請求が出来ないものは欠損としている。ま

問 不法投棄監視員について質問がなされた。
答 3か月に1度の報告は受けているが回収実績はない。

○第一常任委員会

問 庁舎建設、認定子ども園の経済効果の質問がなされた。

問 町税過誤納付金還付及び償還金の質問がなされた。

問 住民基本台帳カードの質問がなされた。

問 公民館廃止後、建物を町の施設として活用できないのか。
答 助金で建設した建物であり、建物の耐用年数は50年で、現在建築後40年で耐用年数がまだ残っている。解体すれば補助金の返還は必要ない。

問 次年度に福祉に関する施設の予算を考えてほしい。
答 総合的な検討が必要であると考えている。

問 連歳入について
一般会計 第1款・議会費
第2款・総務費
第8款・消防費
第11款・公債費
第12款・予備費及び関連歳入について

問 連歳入について
一般会計 第1款・議会費
第2款・総務費
第8款・消防費
第11款・公債費
第12款・予備費及び関連歳入について

問 連歳入について
一般会計 第1款・議会費
第2款・総務費
第8款・消防費
第11款・公債費
第12款・予備費及び関連歳入について

○第一常任委員会

問 連歳入について
一般会計 第1款・議会費
第2款・総務費
第8款・消防費
第11款・公債費
第12款・予備費及び関連歳入について

審議中にあつた質疑又は意見要望事項

○予算決算常任委員会

問 連歳入について
一般会計 第1款・議会費
第2款・総務費
第8款・消防費
第11款・公債費
第12款・予備費及び関連歳入について

問 連歳入について
一般会計 第1款・議会費
第2款・総務費
第8款・消防費
第11款・公債費
第12款・予備費及び関連歳入について

問 連歳入について
一般会計 第1款・議会費
第2款・総務費
第8款・消防費
第11款・公債費
第12款・予備費及び関連歳入について

・平成23年度・

一般会計・11特別会計・水道事業会計 決算認定される！

一般会計・特別会計・水道事業会計決算概要

(単位:千円)

会計区分	歳入	歳出
一般会計	5,719,129	5,357,532
特別会計		
国民健康保険	1,496,405	1,421,589
介護保険	934,019	930,609
後期高齢者医療	107,080	106,209
南上財産区	1,115	748
南崎財産区	456	340
三坂財産区	9,007	8,918
土地取得	(593円) 0	(593円) 0
公共下水道事業	282,081	282,081
子浦漁業集落排水事業	12,879	12,879
中木漁業集落排水事業	14,045	14,045
妻良漁業集落排水事業	16,595	16,595
水道事業		
収益的収支	257,529	254,922
資本的収支	62,059	146,404

問 給食費滞納による給食への質問がなされた。 滞納は無く影響もない。	答 ボランティアの協力により行っている。
問 水産教室への質問がなされた。	答 通知で納付を促している。
問 保育料滞納の質問がなされた。	答 保育料滞納の質問がなされた。
問 太陽光発電システム利用の質問がなされた。	答 23年度は7件である。
問 23年度は今後、10年以上の搬入が可能。	答 通知で納付を促している。
問 燃却灰等処理の質問がなされた。	答 通知で納付を促している。
問 子ども園周辺の危険個所の質問がなされた。	答 今後、調査し努力していく。
問 ゴミ袋の価格後の質問がなされた。	答 今後、検討していく。
問 イノシシ被害や道路の協議対応する。	答 今後、検討していく。
問 燃却場の指定管理の質問がなされた。	答 今後、検討していく。
問 災害復旧費の性質面からを回すことはできないか。との質問がなされた。	答 今後、検討していく。
問 町営住宅管理システムの質問がなされた。	答 今後、検討していく。
問 市販しているシステムを南伊豆に合ったようにしている。	答 今後、検討していく。
問 東伊豆道路、南国横断道路の同盟会解散の質問がなされた。	答 今後、検討していく。
問 伊豆縦貫自動車道アクセス道路建設期成同盟会に編入し活動している。	答 今後、検討していく。
問 我家の専門家診断事業の質問がなされた。	答 今後、検討していく。
問 有資格者が行っている。	答 今後、検討していく。

特 別 会 計	
第7款・土木費	第10款・災害復旧費
及び関連歳入について	及び関連歳入について
問 イノシシ被害や道路の管理に災害復旧費を回すことはできないか。との質問がなされた。	答 「ゴミの量は減っている。
問 災害復旧費の性質面からを回すこととはできない。	答 現在は考えていない。

特 別 会 計	
1、議第74号	1、議第74号
・平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	・平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
問 こども園子育て支援センターの質問がなされた。	答 複雑でありメーカー独自の構造である。
問 燃却施設随意契約の質問がなされた。	答 平成27年度まで予算化していく。

特 別 会 計	
2、議第77号	2、議第77号
・平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について	・平成23年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
問 今後の話し合いで負担額が減少への質問がなされた。	答 県内では比較的安いほうです。
問 有害獣等防止対策事業の質問がなされた。	答 農地台帳の整備である。

特 別 会 計	
3、議第81号	3、議第81号
・平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	・平成23年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
問 公共下水道事業の質問がなされた。	答 増設は平成25年、26年、27年の3年間で28年度で環境整備が終わる。
問 入歳出決算認定について	答 平均加入率52%で採算は合うのか。各集落排水事業一括管理の質問がなされた。

問 設計がいつ終わり、いつから改修が始まるのか。との質問がなされた。

答 茂21.1%全体で52.7%です。

問 公共下水道の加入率について質問がなされた。

答 湊66.8%、手石48.7%下賀茂21.1%です。

問 大師ダムの減価償却費計上の質問がなされた。

答 行う予定である。

問 母子、父子医療扶助費の質問がなされた。	問 文化財管理の質問がなされた。
答 所得税が非課税の世帯である。	答 専門家を交えて調査中である。
問 保育料滞納の質問がなされた。	問 燃却場設置整備事業の質問がなされた。
答 23年度は7件である。	答 今後、調査し努力していく。
問 保育料滞納の質問がなされた。	問 日詰遺跡の質問がなされた。
答 通知で納付を促している。	答 今後、検討していく。
問 太陽光発電システム利用の質問がなされた。	問 高齢者等食事サービスへの質問がなされた。
答 23年度は7件である。	答 現状維持でいく。
問 保育料滞納の質問がなされた。	問 高齢者等食事サービスへの質問がなされた。
答 通知で納付を促している。	答 今後、検討していく。
問 太陽光発電システム利用の質問がなされた。	問 森林整備事業の質問がなされた。
答 23年度は7件である。	答 図面の作成である。

問 こども園、保育所の保育士の質問がなされた。	問 臨時職員と正規職員の質問がなされた。
答 今後、検討していく。	答 今後、検討していく。
問 森林整備事業の質問がなされた。	問 差田町有地測量業務の質問がなされた。
答 図面の作成である。	問 図面の作成である。
問 高齢者等食事サービスへの質問がなされた。	問 育士の質問がなされた。
答 現状維持でいく。	答 今後、検討していく。
問 高齢者等食事サービスへの質問がなされた。	問 足湯への温泉供給受益者負担金の質問がなされた。
答 今後、下田を参考に対応していく。	答 今後、下田を参考に対応していく。
問 森林整備事業の質問がなされた。	問 三坂漁港供給基盤機能保全計画策定業務の質問がなされた。
答 今後、検討していく。	答 今後、下田を参考に対応していく。
問 高齢者等食事サービスへの質問がなされた。	問 渔港の長寿命化の計画策定である。
答 今後、検討していく。	答 今後、検討していく。
問 燃却施設補修工事の質問がなされた。	問 清化槽設置整備事業の質問がなされた。
答 複雑でありメーカー独自の構造である。	答 平成27年度まで予算化していく。
問 燃却施設随意契約の質問がなされた。	問 燃却施設随意契約の質問がなされた。
答 もう一度、再確認していく。	答 今後、検討していく。
問 こども園子育て支援センターの質問がなされた。	問 こども園子育て支援センターの質問がなされた。
答 減少はしていない。	答 減少はしていない。

問 図書館利用の質問がなされた。	問 有害獣の一次産業への被害の質問がなされた。
答 今後、検討し取り組んでみる。	答 今後、検討し取り組んでみる。
問 第5款・農林水産業費の関連歳入について	問 第6款・商工費及びその関連歳入について
問 農地利用効率化対策事業の質問がなされた。	問 農地台帳の整備である。
答 減少はしていない。	答 減少はしていない。

問 有害獣の一次産業への被害の質問がなされた。	問 有害獣の一次産業への被害の質問がなされた。
答 今後、検討していく。	答 今後、検討していく。
問 道の駅食事処開設調査の質問がなされた。	問 保健所の関係である。
答 仮設の販売所で弁当販売調査した。	答 保健所の関係である。
問 地元商店で54.4%、大型店舗45.6%の利用であった。	問 地元商店で54.4%、大型店舗45.6%の利用であった。
問 新規就農者への助成金補助金の質問がなされた。	問 新規就農者への助成金補助金の質問がなされた。
答 ハウスへの一部補助金である。	答 ハウスへの一部補助金である。
問 太鼓祭り等のイベントの質問がなされた。	問 太鼓祭り等のイベントの質問がなされた。
答 太鼓祭りは効果が少ない。	答 太鼓祭りは効果が少ない。
問 プレミニアム商品券発行事業の質問がなされた。	問 プレミニアム商品券発行事業の質問がなされた。
答 地元商店で54.4%、大型店舗45.6%の利用であった。	答 地元商店で54.4%、大型店舗45.6%の利用であった。
問 石廊崎灯台通年開放の質問がなされた。	問 石廊崎灯台通年開放の質問がなされた。
答 増設は平成25年、26年、27年の3年間で28年度で環境整備が終わる。	答 増設は平成25年、26年、27年の3年間で28年度で環境整備が終わる。

問 種々な協議がなされている。

答 アワビ、マダイ、イセエビなど協議で行っている。

問 OWS協会の質問がなされた。

答 アワビ、マダイ、イセエビなど協議で行っている。

問 種々な放流事業の質問がなされた。

答 アワビ、マダイ、イセエビなど

一般質問

町長に聞くセミナー



加畠毅 議員

クリーンエネルギー確保の推進

質問 段階での加納地区的温泉ボーリング調査経過報告を聞きたい。

町長 現在は約700mの地下深部からの熱水噴出試験の準備が進められている。

質問 行政報告の中で「温泉資源が町の将来に亘って貴重なものになる。」とあつたが、温泉の利活用を考えているのか。良い結果が出た時の進んでいく方向を検討してはどうか。

町長 正確な説明がなされないので、今後、有効利用の可能性が判明すれば「新エネルギーの利活用検討委員会」で検討していく。

質問 「新エネルギーの利活用委員会は」は前回の2月開催から、その後の動きはどうなっているか。また、温泉組合との協力体制は話が進んでいるか。

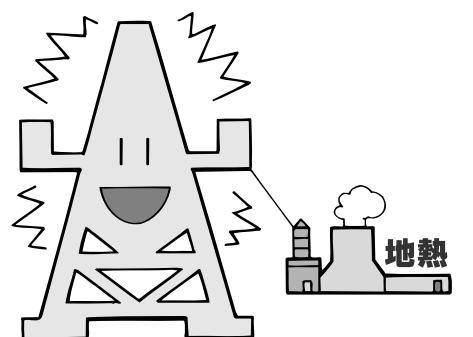
町長 今行っているこの事業は当町として始めたのが昨年であり、それ以降に東日本大震災があり原発問題があつた。自然エネルギーを検討すべきことは、我が町だけではなく国全体がそういう風潮にあると思う。調査結果が出たら、検討委員会に投げかけて取り組んでいきたい。

質問 2月に中間報告をしてから10月まで何もしないで経過報告を聞くだけなら委員会を組織する意味はあるのか。「温泉を活用しての産業を考えるのは民間がやること」と考えているのか。もしれないが、東電設計の担当者から全国各地の事例説明を受け、行政とタイアップをしながら進めた事業が目立っていた。結果が出る前でも可能性を検討する考えはないか。

企画調整課長 この地熱貯留槽の実証実験は、発電システム等をつくることが目的ではなく、地下の地質、温度分布等調査して、温泉湧出メカニズムや地熱資源の広がりを解明することを目的としています。

町長 温泉資源の産業活用は、今まで何回となく検討されています。この豊富な温泉資源の活用は、引き続いて将来にわたって取り組まなければならぬ問題だと考えています。

現在の状況でも使えるものがあるわけです。産業に活用できるのであれば、その結果を待たず何かやることがあるのではないか。結果が出なければ動かないとが思えない。全てのデータが揃うまではやはり動かないのですか。



石廊崎問題解決後の取り組みについて



吉川映治 議員

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 生活保護申請者の所有資産等の調査及びその影響は定に行われ、厳密であり決定に当たっては影響大です。

保健福祉課長 当申請者に生活保護制度の正しい理解・基準を知つていただくため、広報しては。

質問 小生が試算した当問題

解決後の経済的效果については。

町長 まだ個人的な見解を申し上げられる時期ではありません。

保健福祉課長 公の機関紙等での広報は可能です。

質問 平成19年に開催されたアンケート(「石廊崎の再整備・再開発」「ジャングルパーク」)

私的見解として、当跡地の利活用に体験型のセミナーハウスを勧める。又、今後各課各団体の枠を越えた石廊崎活性化プロジェクトチームを組織し、復興に向け協力体制を構築すべきである。

保健福祉課長 公の機関紙等での広報は可能です。

健康福祉課長 公の広報誌等で、当活動の主旨及び募

生活保護制度が抱える諸問題と民生委員の役割について。

町長 お願いするのは。

集を率先して行っています。

質問 生活保護申請者の所有

問題 被保護世帯は、平成19年度のそれの約2倍となつて

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 生活保護申請者の所有資産等の調査及びその影響は定に行われ、厳密であり決定に当たっては影響大です。

保健福祉課長 実施機関におきましては、厳しい事だと思います。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

産業観光課長 係争中の土

地に絡むため全結果に言及はできませんが、できる所から検討して参ります。又ジャングルパーク跡地も、訴訟問題解決後に皆様と向き合っていきます。

町長 今後は各民生委員の皆様と連携を密にしながらこの問題に対処して参ります。

質問 石廊崎問題が解決した暁には、南伊豆町はどの様に変わると思うか。

町長 係争中ですが、町のため何とかしようと思い、始められる所から取り組みます。

質問 町は、ジオパーク構想の取り組みはどう考えていくのか。

ジオパーク構想の取り組み

総務課長 過去も含め、暴力団の照会に該当する案件はございません。

質問 暴力団排除条例の成績等は。

暴力団排除条例について



清水清一議員



農林水産漁業の発展政策

質問 町は一次産業の発展をどう考えているのか。

産業観光課長 農作物の栽培など、遊休農地の適正化用及び耕作放棄地の解消を図りたい。現策面からも重要な施策である、新規就農者の担い手対策、集積による産地化、景観保護に対する取り組みを行っています。



質問 遊休農地も、農業の担い手がいないから耕作放棄地となる。農地の維持ができなくなる、この対策などをどのように考へておられるのか。

町長 昨年10月に条例制定した。暴力団の排除に向けて、暴力団を恐れない、金力を出さない、利用しない。暴力追放三ない運動を強力に推進していく。

質問 暴力団排除条例の成績等は。

町長 あいあい岬の売店を活用し伊豆半島で初の南伊豆ジオパークビジターセンターを開設した。ジオサイトの販売、情報発信の場として期待をしている。

質問 暴力団排除条例の成績等は。

町長 猪による農作物への被害が主であったが野猿による被害と、鹿による山林への食害が増加傾向にあることは認識しており、野猿による人的被害についても心配しております。平成23年度の農作物への被害金額踏まえ、今後の取り組みは

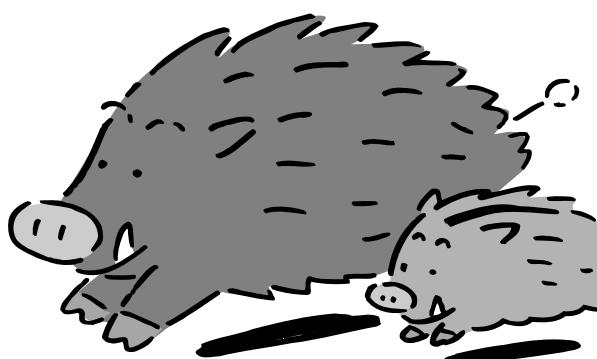
質問 野生鳥獣（猪）による農作物への被害が問題視されたのは、平成10年頃からである。近年鹿による山林への食害が顕著に発生している。また、野猿による農作物への被害も同様であるが、人的被害も心配される。この現状をどのように認識し、6月に改正された鳥獣被害防止特別措置法を踏まえ、今後の取り組みは。

質問 野生鳥獣（猪）による農作物への被害が問題視されたのは、平成10年頃からである。近年鹿による山林への食害が顕著に発生している。また、野猿による農作物への被害も同様であるが、人的被害も心配される。この現状をどのように認識し、6月に改正された鳥獣被害防止特別措置法を踏まえ、今後の取り組みは。



稻葉勝男議員

鳥獣害対策への取り組み



は一千245万円と年々増加傾向にあります。有害鳥獣等被害防止対策事業補助金と

し電気柵、ワイヤーメッシュ設置への補助金制度、有害鳥獣捕獲報償金制度の活用による駆除、捕獲を実施しております。改正特措法への取り組みは鳥獣被害防止計画に基づいて総合的に実施隊の設置、捕獲鳥獣の食品利用、町の鳥獣被害防対応を図つています。

質問 被害対策実施隊の設置も高齢化で狩猟免許の更新が進まず人材不足で進んでいないことから、各自治体や農協職員に免許を取得させ人材確保を図るとしているがその対応は。

質問 被害対策実施隊の設置も高齢化で狩猟免許の更新が進まず人材不足で進んでいないことから、各自治体や農協職員に免許を取得させ人材確保を図るとしているがその対応は。

質問 産業観光課長 今後は、県から詳細な説明が計画されているので対応していきます。

質問 農業者、とくに高齢者の生産意欲が低下することによる耕作放棄地の拡大を防止するため、対象鳥獣別に電気柵やワイヤーメッシュ設置に対する補助制度の改正や広域での設置による経費削減を図る必要がある。

質問 賀茂地区1市5町の中、下賀茂商店街は中心商店街の形態に乏しい。第5次南伊豆町総合計画では活性化を図るために、大型店を核とし商工会や商店街と連携した魅力ある個店づくりを推進するとしてあるが、役場新庁舎、マックスバリューも完成し活性化に着手すべきと思う。また、そのため行政主導によるプロジェクトチームを結成する考えは。

質問 賀茂地区1市5町の中、下賀茂商店街は中心商店街の形態に乏しい。第5次南伊豆町総合計画では活性化を図るために、大型店を核とし商工会や商店街と連携した魅力ある個店づくりを推進するとしてあるが、役場新庁舎、マックスバリューも完成し活性化に着手すべきと思う。また、そのため行政主導によるプロジェクトチームを結成する考えは。

下賀茂 商店街の活性化



町長 耕作放棄地拡大を防ぐためにも補助制度の改正や広域での設置に取り組み、予算措置を行います。

し、販路開拓などに対する支援策を検討していきます。下賀茂商店街の振興策について、商工会と連携して取り組んでまいります。

将來の投資

質問 後継者対策を事あるごとに考えてもらいたい。

質問 後継者対策を事あるごとに考えてもらいたい。

町長 昨年度、緊急経済対策で県が実施した中小企業災害対策貸付資金制度の利子補給制度について、新たな支援策は。

質問 どの産業も後継者がいなければ、その産業は発展しない、成り立つていかない。農林漁業、商業、工業について、新たな支援策は。

町長 製造業と農業だけでも、それぞれ相反する大きな影響を及ぼすものであり、TPPの交渉参加については慎重に対応すべき。

議会を聴きにきませんか

議会は町の予算や身近な問題などを話し合う大切な会議です。あなたも議会を傍聴してみませんか?



1年に4回の定例会が開かれます。

- 3月定例会（新年度の町予算の審議が主です）
- 6月定例会（町政の進捗状況などです）
- 9月定例会（前年度の町会計の決算審議が主です）
- 12月定例会（町事業の進捗状況の確認などです）

手続きは当日、住所、氏名等の記載で傍聴できます。午前9時30分から開会します。

・お問い合わせは議会事務局へ TEL 0555-62-6240

みなみいづ元気びと



南伊豆町手話サークル れんげ草

こんにちは！私達は「南伊豆町手話サークル れんげ草」です。現在町内、近隣市町に暮らしている聴覚障害者をサポートする為に、彼らの言語である「手話」や聴覚障害者を理解する為の勉強をしています。

活動内容は、月2～3回（第1月曜日、第3木曜日、第5木曜日）、地元や近隣の聴覚障害者や手話通訳士を講師に招き、手話での会話、コミュニケーション方法等を学んでいます。又小学校や中学校にも伺い手話での挨拶や歌を教えたり、聴導犬の啓蒙活動へのサポート等もしています。

現在会員は約10名。平均年齢はチョッピリ高いのですが、やる気は20代です！

毎回笑いの絶えないサークルです。手話に興味のある方、一緒に勉強しませんか？お待ちしています!!

議会一ロメモ

議員平等の原則と過半数議決の原則

議会の構成員である議員は、法令上完全に平等であり、対等である。議員の性別、年齢、信条、社会的地位、議員としての経験年数その他の条件は、

限はすべて平等なものとして議会内においてはすべて関係なく、発言権、表決権、選挙権等議員に認められている権

取り扱われる。表決権で言えば、各議員に平等に一個ずつ与えられ、このことが、過半数議決の意義に通ずるものである。

過半数議決の原則は、多数が是とするところに道理が存 在し、正義があるという前提の下に成り立っているのであ

り、この議員平等の原則がなければ、どこに多数人の意思があるのか分からなくなるわけだ、この両原則は、表裏一

體のものといえる。当町議会議員は経験年数の長い人でも、「議員平等の原則」と過半数議決の原則」を遵守して活動しており、それゆえ新議員の活動の幅が拡がる助けにも繋がっていると感じている。新人議員はその環境に甘んじることなく、自らを律し、活動を続けなければならないのである。

勇往邁進（加）

次いで近隣大団。根拠のない勢いだけの反日感情から起きた暴挙に、現地日本人のみならず他の人々がどうしている。

組織がその本来の理念・秩序を失い、自利のため一人歩きをする姿勢おぞましいものはなく、これからは将来を背負っていく子供達には見せたくない光景であ

る。

